

平成25年度 秋田県国民健康保険団体連合会職員採用試験のお知らせ

- 採用予定人員 大学卒業程度 若干名
- 職務内容 国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬等支払事務、介護給付費審査支払事務、障害介護給付費支払事務、保健事業（特定健診・特定保健指導の支援事務）など
- 受験資格 平成26年3月に4年制大学卒業見込みの方又は大学卒業後3年以内の方
- 試験日及び会場等

区分	第1次試験(筆記試験)	第2次試験(口述試験・作文)
日時	平成25年7月28日(日)	平成25年9月中旬
受付開始	午前9:00	第1次試験合格者に対してのみ行います。
試験説明	午前9:50～午前10:00	
教養試験	午前10:00～正午	
会場	ノースアジア大学(秋田市下北手桜字守沢46-1)	秋田県市町村会館5階(国保連合会会議室)

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

- 受験申込及び受付期間
 - 1 受付期間 6月12日(水)～7月3日(水)午前8:30～午後5:15(土・日除く)
郵送の場合は7月3日(水)までに届いたもの限り受け付けします。
 - 2 申込用紙の請求 郵送で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記した120円切手貼付の返信用封筒(A4判)を必ず同封してください。
- 合格発表 第1次試験：8月中旬 第2次試験(最終)：9月下旬 ※合格者に通知します。
- 問合せ・申込先 秋田市山王四丁目2番3号(秋田県市町村会館内)
秋田県国民健康保険団体連合会 総務課 ☎018-862-6864

平成25年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験(高校卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。
国の財政を支える税務職員に、あなたもチャレンジしてみませんか。

- 第1次試験日 平成25年9月8日(日)
- 受験資格
 - ①平成25年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日から起算して3年を過ぎしていない方及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの方
 - ②人事院が上記①に掲げる方と同等の資格があると認める方
- 受付期間 【インターネット申し込み】 6月24日(月)から7月3日(水)まで
インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
【郵送・持参申し込み】 6月24日(月)から6月28日(金)まで
- 問合せ先 人事院東北事務局 ☎022-221-2022
仙台国税局人事第二課 ☎022-263-1111

平成25年度 入国警備官採用試験のお知らせ

- 第1次試験日 平成25年9月29日(日)
- 受験資格
 - 1 警備官 ①平成25年4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して5年を経過していない方及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの方
②人事院が上記①に掲げる方と同等の資格があると認める方
 - 2 警備官(社会人) 昭和48年4月2日以降に生まれた方(上記1①に規定する期間を経過した方及び人事院がそれに準ずると認める方に限ります)
- 受付期間 【インターネット申し込み】 7月23日(火)から8月1日(木)まで
【郵送・持参申し込み】 7月23日(火)から7月31日(水)まで
- 問合せ先 仙台入国管理局 総務課 ☎022-256-6076

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています!

- 〈用語の定義〉 Uターン者…町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人(但し、在学期間は含まない)
Iターン者…町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人
- 〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者
- 〈申請期間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》
平成25年6月1日を基準日とした場合、平成23年5月31日以前に転入した人は住民登録から2年を経過しているため申請することができません
- 〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額
 - ①単身で転入した場合は 150,000円
 - ②家族で転入した場合は 300,000円
2. 交付申請
交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。
- 〈必要な添付書類〉
住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件
住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件(以前の規定:「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)
2. 対象費用
定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
・家電(テレビ、洗濯機等)の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。
3. 助成額
対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額(千円未満切捨)を助成します。(以前の規定:「但し、改修等に要した費用の額(千円未満切捨)に応じて、50万円を上限として助成します。」)
4. 交付申請
交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。
- 〈必要な添付書類〉
定住奨励金の「交付決定通知書」(定住奨励金の申請と同時に進行場合は不要)、工事内容を確認できる書類(工事請負契約書、見積書)、施工箇所の写真等

※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った人については、以前の規定を適用します。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
 - ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
 - ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
 - ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む)等
- ※(以前の規定:「婚姻による住民登録を行った人」)の規定は廃止します。
平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録をした人は交付対象となります。

■問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 ☎76-4603